

レンタル規約

お客様(借主にして以下「甲」という)と全研本社株式会社(貸主にして以下「乙」という。)は、貸借契約(以下「レンタル契約」という。)に関し、以下規約条項のとおり契約する。

第1条

(レンタル物件)

乙は甲に対し、レンタルお見積書 兼 レンタル契約書(以下「契約書」という。)に記載する商品(以下「物件」という。)を賃貸し、甲はこれを賃借する。

第2条

(レンタル期間)

レンタル期間は、「レンタルお見積書 兼 レンタル契約書」に記載する期間とする。

第3条

(レンタル料金)

1
甲は乙に対し「レンタルお見積書 兼 レンタル契約書」に記載のとおり、レンタル料ならびに配送費・据付け設置費等を支払う。

2

甲はレンタル料金の支払い方法、支払日、支払回数および支払い条件は、「レンタルお見積書 兼 レンタル契約書」に記載する。

3

支払は乙の指定する銀行口座に指定日までに振り込むものとする。なお、振り込み手数料等は甲の負担とする。

4

消費税は、本契約書を交わした時点での税率を適用する。税率変更の場合においては、法定消費税相当額を付加して甲は乙に支払うものとする。

5

甲が乙に発注後商品の、乙の責によらない事由により当該契約を取り消す場合は、キャンセル料として「レンタルお見積書 兼 レンタル契約書」記載の合計金額(税込)の85%を支払うものとする。

第4条

(物件の引渡し)

1

乙は甲に対し、物件を納品場所において、レンタル開始日までに引渡し、甲は物件をレンタル期間終了後速やかに返還する。物件の引渡しに要する

運送等の諸経費は甲の負担とする。

2

甲が乙に対して物件の引渡しを受けた後、3日以内に物件の性能の欠陥につき書面による通知をしなかった場合は、物件は通常の性能を整えた

状態で甲に引き渡されたものとする。

第5条

(損害賠償)

甲の故意又は過失により生じた商品の滅失、毀損(通常の使用による損耗、減耗は除く)等については、同等商品との取替えに要する費用

または修理代金に相当する費用全額を甲が負担するものとする。

第6条

(損害延滞金)

甲は、レンタル料金等、この契約書に基づく金銭の支払を怠ったとき、支払うべき金額に対し支払い期日の翌日からその完済に至るまで、年14.6%

の割合(1年に満たない端数期間については、1年を365日として日割り計算による)による延滞損害金を乙に支払う。

第7条

(担保責任)

乙は甲に対して、引渡し時において物件が正常な性能を整えていることのみを担保し、甲の使用目的への適合性については担保しない。

第8条

(担保責任の範囲)

レンタル期間中、甲の責によらない事由により生じた性能の欠陥により物件が正常に動作しない場合は、以下の手順により修理または交換するものとする。

1

甲は速やかに乙に対してその旨を通知し、乙の了承を得た後に当該物件を乙に送付または乙が引取りをする。または設置場所に置いて乙の手配

により修理作業を行う。

2

物件が甲より送付された場合または引き取った場合は、乙は速やかに修理する。

3

修理期間は2週間程度として2週間を超える場合は、乙は甲に無料で代替機を貸し出しするものとする。

第9条

(物件の使用管理義務)

1

甲は物件を善良なる管理者の注意をもって使用中管理し、これらに要する消耗品および費用を負担する。甲は物件をその本来の使用目的以外に

使用しない。

2

甲は乙の書面による承諾を得ないで物件の譲渡、質入れおよび改造を行ってはならない。また甲は物件を分解、修理、調整しない。

3

甲は、物件が常に良好な使用状態を保つよう甲の責任と負担で点検整備を行い、物件が損傷を受けたときは、甲の故意または過失による場合には、

甲の責任と負担で修繕、修復を行う。

4

甲が物件を納品場所以外に移動する場合には、乙の書面による承諾を得る。

レンタル規約

5

乙または乙の代理人は、いつでも物件をその使用場所で点検できる。

6

物件自体およびその設置、保管、使用によって第三者が損害を被った場合には甲がこれを賠償するものとする。

第10条

(物件の瑕疵等)

甲は、次の第1項、または物件の引渡し後は第2項もしくは第3項に関し、乙に対し異議苦情の申立および、または損害賠償請求等いかなる請求もできない。

1

天災地変、ストライキその他の不可抗力ならびに運送業者の都合、その他専ら乙の責に帰し得ない事由による物件の引渡しの遅延または引渡し不能。

2

物件の仕様、構造、品質、物件に関するソフトウェア等その他一切の瑕疵およびその他物件に関する一切の事項。

3

物件の選択、決定に際しての甲の錯誤。

第11条

(物件の滅失等)

1

物件が天災地変、その他不可抗力の場合を含め滅失し、または毀損、損傷して修理、修復不能となったときは、甲は乙に対しその旨通知し、乙が

その事情を認めたときこの契約は終了する。この場合、物件が存在するとき、甲はこの契約の物件に関する規定に従うものとする。

2

前項によりこの契約が終了した場合には、甲はその原因の如何を問わず、同等商品補充に要する費用を直ちに乙に支払う。

第12条

(物件の所有権侵害等の禁止)

1

甲は、乙が物件に乙の所有権を表示する旨要求したときは、直ちに乙の指示に従い、これを表示する。

2

甲は物件について次の行為、その他乙の所有権を侵害する行為をしてはならない。

(1) 日本国外に持ち出すこと。

(2) 担保に入れること。

(3) 第三者に譲渡し、または占有名義を移転すること。

3

甲は、乙の書面による事前の承諾があった場合のほか、次の行為をすることはできない。

(1) 物件について造作、加工等その他一切の原状変更をすること。

(2) 物件を第三者に転貸する、またはこの契約に基づく乙の権利、地位を第三者に譲渡すること。

(3) 物件を個別契約書記載の使用場所から移動すること。

4

物件に付着した他の物件の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合のほか、無償で乙に帰属する。

5

第三者が物件について権利を主張する、仮処分や強制執行をして乙の所有権を侵害する恐れのあるときは、甲は、この契約書またはこの契約に基づく公正証書を提示し、物件が乙の所有であることを主張証明して、その侵害の防止に努めるとともに、直ちにその事情を乙に知らせるものとする。

第13条

(通知・報告等)

甲は、次の各号の一に該当する場合には、その旨を書面で乙に通知する。

1

住所を変更するとき。

2

設置を変更するとき。

第14条

(契約解除)

1

乙は、甲が各号の一に該当したとき、催告をしないで通知のみでこの契約を解除できる。

(1) レンタル料等の支払いを怠ったとき。

(2) 小切手または手形の不渡りを出したとき。

(3) 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分等を受け、または整理、和議、破産、会社更生などの申立があったとき。

(4) 営業の廃止、解散の決議をし、または官公庁から業務停止、その他業務継続不能の処分を受けたとき。

(5) 経営が相当悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の理由があるとき。

(6) 物件について必要な保存行為をしないとき。

(7) この契約の条項または乙と締結したその他の契約条項の一にも違反し、乙が7日間の期間を定めてその違反の是正を催告したにもかかわらず、前記期間内に甲がこれに応じないとき。

(8) 反社会的勢力とのかかわりが認められた時。

2

この契約が解除されたときは、甲は甲の負担で直ちに物件を原状に回復したうえで、乙の指定する場所に持参もしくは送付して乙に返還し、併せて

「レンタルお見積書 兼 レンタル契約書」記載の合計金額から甲が既に乙に支払った総額との差額を乙に支払う。

第15条

(期間満了・再レンタル)

1

甲は、レンタル期間の満了の10日前までに、乙にレンタル終了または延長の通告を書面にて提出する。

2

レンタル規約

延長の場合は、甲はレンタル期間満了の 5 日前までに発注ならびに支払を行うものとする。

3

前項1において、甲の都合により物件の返還が遅れた場合、甲は、1ヶ月分の月額レンタル料金を乙に支払うものとする。また、振込手数料は甲の負担とする。

第 16 条

(途中解約)

レンタル期間の途中で商品を返却する場合、甲は次の算出による解約金を支払わなければならない。

また振込手数料は甲の負担とする。(レンタル残存期間×月間レンタル料金×85%)

第 17 条

(乙の権利)

1

乙は、この契約による権利を守り、回復するため、または第三者より異議、苦情の申立を受けたため、必要な措置をとったときは、物件搬出費用、弁護士報酬等一切の費用を甲に請求できる。

2

乙は物件に関する公租公課に変動があったときは、レンタル料を変更することができる。

第 18 条

(立ち入り権および機密保持)

1

乙は設置・保守等により甲の指定する設置場所に、甲の了解を得て、自由に立ち入ることができるものとする。

2

乙は前項の立ち入りにあたり知り得た業務上の機密は、これを第三者に漏洩しないものとする。

3

甲は、乙が供給する製品の性能・特性・機能等を同業他社等へは、漏洩しないものとする。

4

甲は個人情報保護ガイドライン(経済産業省)に基づき、個人情報の取扱には十分注意するものとする。

第 19 条

(費用負担等)

この契約の締結に関する費用、およびこの契約に基づく甲の債務履行に関する一切の費用は、甲の負担とする。

第 20 条

(連帯保証人)

1

甲の連帯保証人は特に定めないものとする。

2

乙は必要と認めたときは、甲に対し連帯保証人の追加を求めることができ、この場合、甲は直ちに乙が適当と認める連帯保証人をたてる。

3

連帯保証人は、この契約に基づく甲の乙に対する一切の債務を保証し、甲と連帯して債務履行の責に任じる。

第 21 条

(確約事項)

1

甲または乙は、本契約の締結日において、甲または乙(その役員および従業員を含む。以下本条において同じ)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、それらの関係者、その他、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人(以下「反社会的勢力」という)ではないことを確約する。

2

甲または乙は、相手側に対し、次の各号に該当する事項を行わないことを確約する。

(1) 自らまたは第三者を利用して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辭を用いるなどすること。

(2) 事実を反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、または、関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどすること。

(3) 自らまたは第三者を利用して、相手側の名誉や信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為をすること。

(4) 自らまたは第三者を利用して、相手側の業務を妨害し、または、妨害するおそれのある行為をすること。

第 22 条

(合意管轄)

甲乙はこの契約に関する紛争解決について、乙の所在地の管轄裁判所とすることに合意する。

2019年7月1日作成